

## 青色回転灯装備の防犯パトロール車申請方法

一般の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止されていますが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができることの証明を受けた団体は、自動車への青色回転灯の装備が認められることになりました。

※ 平成 18 年 7 月 1 日より防犯パトロールに関する規定が改正されました。

### I 申請の対象となる団体

自主防犯パトロールを行う団体であって、次のいずれかにも適合していると認められるもの。

- 1 団体が次のいずれかに該当すること。
  - (1) 都道府県又は市町村
  - (2) 都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区村長(以下「都道府県知事等」という。)から防犯活動の委嘱を受けた団体又は都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織
  - (3) 地域安全活動を目的として設立された民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 号法人若しくは特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 1 項の法人又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項の市町村長の認可を受けた地縁による団体
  - (4) 上記(1)から(3)のいずれかから防犯活動の委託を受けた者
- 2 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。
- 3 青色防犯パトロール講習を受講していること等から、パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。
- 4 青色防犯パトロールを適切な方法により実施することができると認められること。

### II 青色防犯パトロールの方法

- 1 青色回転灯は、自動車の屋根に 1 個又は 1 体のみ装備することとし、マグネット等による着装も適用します。
- 2 自主防犯パトロールの実施以外では、回転灯を点灯させることはできません。
- 3 自動車の車体に団体の名称及び自主パトロール中であることがわかるように表示しなければなりません。
- 4 使用する回転灯は、光源が点滅するものではなく、回転灯を点滅するものでもなく、回転式構造でなければなりません。
- 5 回転灯を点滅させて運行する際は、標章を自動車の後方から見えるように掲示しな

ればなりません。

- 6 パトロール実施中は、当該自動車に乗車する方のうち1人以上は青色防犯パトロール講習者とし、パトロール実施者証を携行しなければなりません。
- 7 警察本部長に申請したパトロール活動地域以外では、青色回転灯を点灯した運行はできません。
- 8 パトロール実施者証の交付を受けた方は、概ね2年ごとに青色防犯パトロール講習を受講しなければなりません。

### Ⅲ 青色回転灯申請の手続きの流れ(平成18年7月1日から改正)

- 1 申請者や、警察署(生活安全課)を経由して警察本部長に証明を申請する。
- 2 審査後、警察本部長から警察署(生活安全課)を経由して証明書、標章及びパトロール実施者証が申請者に交付される。
- 3 申請者は、警察本部長が交付した証明書を添えて、証明書記載の交付日から15日以内に自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所(軽自動車にあつては、軽自動車検査協会。において自動車検査証に、「自主防犯活動用自動車」との記載を受ける。
- 4 青色防犯パトロールの開始

### Ⅳ 証明申請に必要な書類

- 1 証明申請書(様式第1号)
- 2 団体の概要(様式第2号)
- 3 自動車による自主防犯パトロールの概要(様式第3号)
- 4 誓約書(様式第4号)
- 5 添付書類
  - ・ 青色回転灯の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真
  - ・ 取り付ける青色回転灯の光度等が分かる資料
  - ・ パトロール実施地域の見取り図
  - ・ 自動車検査証の写し
  - ・ 防犯パトロール中であることの車体への表示方法
- 6 その他、団体の規約、会員名簿があれば添付